徳島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
401	鳴門徳島自転車道	徳島市川内町米津三三一番一地先から同　富久四三一番一地先まで	旧	三・一～五・七	二〇三・三
		同	新	三・一～五・三	四九・〇